

社会福祉法人耕光会 役員等の支給の基準

当法人の役員等への報酬については、定款記載の以下の条文にさだめたとおりとする。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対する報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

2 評議員には費用を弁償することができる。

(役員等の報酬等)

第21条 理事及び監事に対する報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。